

「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱

(目的)

第1条 大規模な災害に備え、自主防災組織を中心とした市全域の自主防災体制の充実、強化を目的として、川崎市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、日頃からの啓発活動や訓練、連絡調整等、全市の自主防災体制の強化に資する活動を自主・自立的に行うものとする。

(協議事項及び活動)

第2条 協議会の協議事項及び活動は、主に市全域又は複数の区に関わる事項を対象とし、次に掲げるものとする。

- (1) 各区の自主防災組織連絡協議会（以下「区協議会」という。）、市（区役所含む。）、その他団体との連絡調整に関する事。
- (2) 地震等に対する災害対策に関する事。
- (3) 災害発生時における情報収集伝達対策に関する事。
- (4) 防災意識の啓発に関する事。
- (5) 防災訓練の実施に関する事。
- (6) 自主防災組織の防災資器材の調整に関する事。
- (7) その他必要な事項

(構成)

第3条 この協議会は、98名以内の理事で構成する。

2 前項の理事は、区協議会役員のうちから、区協議会毎に14名以内を選出し、これを充てる。

(役員)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 常任理事 11名以内

2 役員は、理事の互選による。ただし、任期中に役員欠員が生じた時は、役員会で選出し、直近の総会に報告するものとする。

(役員の仕事)

第5条 会長は協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、これを代行する。

3 会計は、協議会の会計事務をつかさどる。

4 会計監査は、協議会の会計事務を監査する。

5 常任理事は、役員会において、会務に必要な事項を審議する。

6 会長は、必要があると認めた時は、理事以外の者を協議会へ参加させ意見を聞くことができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 会務を円滑に行うため、会長は役員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(会議)

第8条 この協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 前項の会議は、会長が招集し、議長となる。

3 総会及び役員会は、それぞれ構成する理事又は役員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議における議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

5 第1項に掲げる会議において、やむを得ない理由のため出席できない理事又は役員は、総会にあってはその理事が属する区協議会の他の構成員、役員会にあってはその役員が属する区協議会から選出された理事の中から、それぞれ代理出席させることができる。

6 第1項に掲げる会議において、やむを得ない理由のため出席できない理事又は役員は、総会にあっては会長又はその理事が属する区協議会の他の理事、役員会にあってはその役員が属する区協議会から選出された役員に、それぞれあらかじめ書面をもって議事の表決について委任することができる。

7 前2項の規定により代理出席又は委任があったときは、第3項及び第4項の適用については、理事又は役員が出席し、及び議事の表決を行ったものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、危機管理本部危機対策部に置く。

2 事務局長は、危機管理本部危機対策部長とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議会において定める。

附 則

この要綱は平成9年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川総危第1801号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。